11. 日本国特許庁における産業財産権関係料金一覧(2019年4月1日時点)

11. 口平国付計月にのける性未別性権関係科立一見(2019年4月1日時点)	
1. 出 順 料 (1) 特 許	
・特許出願	14.000円
・特許法第36条の2第2項の外国語書面出願	22, 000円
・特許法第38条の3第3項の規定による手続	14,000円
・特許法第184条の5第1項の規定による手続	14, 000円
・特許法第184条の20第1項の規定による申出	14, 000円
・特許権の存続期間の延長登録出願	74,000円
/ 《 〉 南西郊南 /山區時日 法,山區鄉 上然山之城(伊土, 2 城)(伊古	er "du \
(2) 実用新案(出願時には、出願料と併せて第1年から第3年までの各年分の登録料の納付が必要で	です) 14.000円
・実用新案登録出願 ・実用新案法第48条の5第1項の規定による手続	14,000円
・実用新案法第48条の16第1項の規定による申出	14,000円
(3) 意 匠	
・ 意匠登録出願	16,000円
・秘密意匠の請求	5, 100円
(4) 裔 復	
・商標登録出願	3,400円 + (区分数× 8,600円)
・防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願	6,800円 + (区分数×17,200円)
2. 審查。審判請求料等	
(1) 特 的	120 000円 1 (== +++= 0 *++ 1 000円)
①出願審査請求 (平成31年4月1日以降の出願) (a)特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	138,000円 + (請求項の数×4,000円)
(a) 特計庁が国際調査報告を作成した国際特許出願 (b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	83,000円 + (請求項の数×2,400円) 124,000円 + (請求項の数×3,600円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	110,000円 十 (請求項の数×3,000円) 110,000円 十 (請求項の数×3,200円)
※(a), (b)は平成31年4月1日以降の国際出願日を有する出願	110,000[] 1 (周水净0万数 ~ 5,200[])
出願審査請求 (平成31年3月31日以前の出願)	118,000円 + (請求項の数×4,000円)
(a) 特許庁が国際調査報告を作成した国際特許出願	71,000円 + (請求項の数×2,400円)
(b) 特許庁以外が国際調査報告を作成した国際特許出願	106,000円 + (請求項の数×3,600円)
(c) 特定登録調査機関が交付した調査報告書を提示した場合	94,000円 + (請求項の数×3,200円)
※(a), (b)は平成31年3月31日以前の国際出願日を有する出願	
②誤訳訂正書による明細書、特許請求の範囲又は図面の補正	19, 000円
③判定請求	40, 000H
④ 裁定請求 ⑤ 共空取消耗力	55, 000円 27, 500円
⑤裁定取消請求 ⑥特許異議の申立て	27,500円 16,500円 + (請求項の数×2,400円)
(学性)・田洋のカナイの宮田 - の名もの書	
⑧特許異議申立事件係属中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求	3,300円 49,500円 +(請求項の数×5,500円)
(0) 京朝 (古宗) 建士	10 [00円] (註光度の粉~[[00円)
図・香刊 (丹香) 調水 ⑩無効審判係争中の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正請求 ⑪特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求 ⑩寒料又は再案への当事者の参加申請	49,500円 + (請求項の数×5,500円)
①特許権の存続期間の延長登録に係る審判又はその審判に係る再審請求	55, 000円
	00, 0001
⑬審判又は再審への補助参加申請	16, 500円
(2) 実用新案	
①実用新案技術評価請求	42,000円 + (請求項の数×1,000円)
(特許庁が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	8,400円 + (請求項の数× 200円)
(特許庁以外が国際調査報告を作成した国際実用新案登録出願)	33,600円 + (請求項の数× 800円)
②明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正 ③判定請求	40.000
	FF 000FF
[9]数定請求 ⑤裁定取消請求	27. 500円
⑥審判(再審)請求	49,500円 + (請求項の数×5,500円)
⑦審判又は再審への当事者の参加申請	55, 000円
⑧審判又は再審への補助参加申請	16, 500円
(3) 意 匠	
①判定請求	40,000円
②裁定請求	55,000円
③裁定取消請求	27,500円
④審判(再審)請求 ⑥審判又は再審。の必恵者の参加申請	55,000円 55,000円
⑤審判又は再審への当事者の参加申請 ⑥審判又は再審への補助参加申請	55, 000円 16, 500円
少田ゴへは竹巻、VT市列 参加中間	10, 500H

(4) 鬮 裸	
①判定請求	40,000円
②商標(防護標章)登録異議申立	3,000円 + (区分数× 8,000円)
③商標(防護標章)登録異議申立の審理への参加申請	3.300円
(金書) (再審) 請求	15,000円 + (区分数×40,000円)
⑤審判又は再審への当事者の参加申請	55,000円
⑥審判又は再審への補助参加申請	16,500円
3. 特許與。登録與	
(1)特 許 料	
〇平成16年4月1日以降に審査請求をした出願	
第1年から第3年まで	毎年 2.100円に1請求項につき 200円を加えた額
第4年から第6年まで	毎年 6,400円に1請求項につき 500円を加えた額
第7年から第9年まで	毎年 19,300円に1請求項につき 1,500円を加えた額
第10年から第25年まで	毎年 55,400円に1請求項につき 4,300円を加えた額
※第21年以降は延長登録の出願があった場合に限ります。	
注:上記に該当しない出願については、特許庁ホームページで御確認下さい。	
(2) 実用新案登録料	
第1年から第3年まで	毎年 2,100円に1請求項につき 100円を加えた額
第1年から第3年まで	毎年 6,100円に1請求項につき 300円を加えた額
第7年から第10年まで	毎年 18,100円に1請求項につき 900円を加えた額
(3) 意匠登録料	
第1年から第3年まで	毎年 8,500円
第4年から第20年まで	毎年 16,900円
※第16年から第20年については、平成19年4月1日以降の出願のみ対象となります。	
7(3):0 70 33:00 10 0 0 10 10 10 10 1	
(4) 窗標登録料	
	E () *
• 商標登録料	区分数 × 28, 200円
分納額(前期・後期支払分)	区分数 × 16,400円
・更新登録申請	区分数 × 38,800円
分納額(前期・後期支払分)	区分数 × 22,600円
・商標権の分割申請	30.000円
- 防護標章登録料	区分数 × 28,200円
· 防護標章更新登録料	区分数 × 25, 250 円
" 仍	△万数 ~ 33,400円
o TO So No. So ST MIL ded	
4. その他の手数料	
(1) 特許法等關係手数料	
①期間の延長、期日の変更	2,100円
②期間経過後の期間の延長	4, 200円
③期間経過後の期間の延長(特許法第50条の規定により指定された期間に係るもの)	51,000円
④登録証の再交付請求	4, 600円
⑤承継の届出(名義変更)	4, 200円
	1,400円
(オンライン)	1,100円
⑦書類の閲覧請求	1,500円
⑧紙原簿の閲覧請求	300円
⑨ファイル記録事項の閲覧請求	
(窓口)	900円
(オンライン)	600円
⑩登録事項の閲覧請求(磁気原簿)	0000
(窓口)	800円
(オンライン)	600円
⑪書類謄本の交付請求	1,400円
⑫紙原簿謄本の交付請求	350円
③ファイル記録事項記載書類の交付請求	
(窓口)	1,300円
(オンライン)	1,000円
	1,000円
(4)登録事項記載書類の交付請求(磁気原簿)	
(窓口)	1,100円
(オンライン)	800円
⑤磁気ディスクへの記録(電子化手数料)	1,200円 + (書面のページ数×700円)

国際出願手数料		154, 00
国際出願の用紙の枚数が30枚まで (A) 30枚を越える用紙1枚につき (B)		154, 00
オンライン出願した場合の減額(上記AとBの合計額から減額)		
送付手数料		40.00
調査手数料		
国際調査機関:日本国特許庁(ISA/JP)	国際出願(日本語)1件につき	70.00
	国際出願(英語)1件につき	156, 00
国際調査機関:欧州特許庁(ISA/EP) 国際調査機関:シンガポール知的財産庁(ISA/SG)		221, 70 186, 10
国際調査の追加手数料	国際出願(日本語)1件につき	
際調査機関:日本国特許庁(ISA/JP) 予備審査手数料	国際出願(英語)1件につき 国際出願(日本語)1件につき	: (請求の範囲の発明の数- 26,00
	F 100 (1) FT (++=T)	F0.00
除予傭番食機関:日本国符評庁(IPEA/JP) 取扱手数料 <国際予備審査請求 1件につき> 予備審査の追加手数料 際予備審査機関:日本国特許庁(IPEA/JP)	同晚山(京 / p. 上記) 。 (4.15 ~ 土	23, 20
予備番査の追加手剱料 際予備審査機関:日本国特許庁(IPEA/JP)	国際出願(日本語) 1件につき 国際出願(英語) 1件につき	(請求の範囲の発明の致)
文献の写しの請求に係る手数料 請求書1件につき 書類の謄本又はファイル記録事項を記載した書面の交付に係る手数料 請求書 優生権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき	1 件につき	1, 40
優先権の書類の国際事務局への送付の請求に係る手数料1件につき 国際出願に関する書類についての証明書の交付の請求に係る手数料1件につき		1, 40
国際山嶼に関する音類にプいての証明書の文刊の請求に保る子数科「中にプさ 先の調査の結果の送付請求に係る手数料1件につき		1, 4
: 為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数料 御確認ください。http://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/kokury	料を特許庁のホームページで /o.html	·
国際登録出願(意匠)手数料		
日本特許庁に支払う手数料 (別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必引 ※日本国特許庁を介した国際出願 (国際登録出願)を行う場合のみ必要 同版事を (WIPO) - ナイミエット		3, 50
国際事務局 (WIPO) に支払う手数料 (基本手数料) <1意匠目>		397 スイスフ
<2意匠目以降、1意匠每>		19 スイスフ
(公表手数料) <1複製物毎>		17 スイスフ
<書面で複製物を提出する場合 複製物を記載した書面の2頁目以降、追加頁毎>		150 スイスフ
(追加手数料) <意匠の説明が100単語を超える場合、1単語毎>		2 スイスフ
(指定手数料) 指定国毎の標準指定手数料又は個別指定手数料のいずれか		
(各指定国の標準指定手数料の等級及び個別指定手数料の額に 特許庁ホームページの「ハーグ協定関係手数料」を御確認くが		
・標準指定手数料:指定国毎の所定の等級の手数料(個別指定手数料の国場		
等級 1 の指定国	<1意匠目>	42 スイスフ
等級2の指定国	<2意匠目以降、1意匠毎> <1意匠目>	2 スイスフ 60 スイスフ
守収 2 の旧た国	<2意匠目以降、1意匠毎>	20 スイスフ
等級3の指定国	<1意匠目>	90 スイスフ
・個別指定手数料:指定国毎の所定の手数料(標準指定手数料の国以外)	<2意匠目以降、1意匠毎>	50 スイスフ
※日本の個別指定手数料	<1意匠毎>	665 スイスフ
: 為替の変動等により、関係手数料が変わることがありますので、最新の手数制 御確認ください。http://www.jpo.go.jp/system/design/hague/tesuryo/hagu		
国際登録出願(商標)関係の主な手数料		
日本特許庁に支払う手数料 (別途、国際事務局(WIPO)へ支払う②の手数料が必 国際登録出願	要)	9, 0
事後指定		4, 20
国際登録の存続期間の更新申請		4, 2
国際登録の名義人の変更の記録の請求 国際事務局(WIPO)に支払う手数料		4, 20
国際学術的 (MIO) に近りて数47 下記の手数料の他、権利を取得する国により個別手数料が必要となる場合があり 金額については、特許庁ホームページの「マドリッドプロトコル個別手数料一覧		
国際登録出願		
		653 スイスフ
(基本手数料) <商標が白黒>		903 スイスフ [・] 100 スイスフ・
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー>		
(基本手数料) <商標が白黒>		
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー> (付加手数料) < 1指定国毎>		100 スイスフ
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー> (付加手数料) <1 指定国毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 (追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 事後指定		
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー> (付加手数料) <1 指定国毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 (追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要		300 スイスフ [・]
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー> (付加手数料) <1 指定国毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 (追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 事後指定 (基本手数料) (付加手数料) <1 指定国毎> 国際登録の存続期間の更新申請		100 スイスフラ 300 スイスフラ 100 スイスフラ
(基本手数料) <商標が白黒>		300 スイスフ・ 100 スイスフ・ 653 スイスフ・
(基本手数料) <商標が白黒> <商標がカラー> (付加手数料) <1 指定国毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 (追加手数料) <国際分類の数が3を超えた1区分毎> ※個別手数料を受領する締約国のみを指定した場合は不要 事後指定 (基本手数料) (付加手数料) <1 指定国毎> 国際登録の存続期間の更新申請		300 スイスフ [.]

問合せ先:総務課

12,000円

(5) 弁理士試験受験手数料